



## 【研修履歴チェックシートの記入にあたっての注意事項】

山形県教育センター

### 《用紙の書き方、用紙の活用について》

- ① 用紙に必要事項を記入してください。ただし、すでに各研修を終えている方は、今後受ける予定の研修年度を記入してください。  
【例】すでに中堅研（従前の10年研）まで受講を終えている場合  
→ 教職中長期経験者研修の予定年度を記入する
- ② シートは各自保管し、今後の研修履歴の自己把握のために活用してください。
- ③ 養護教諭、栄養教諭等については、教諭の研修に準ずるものにとらえ、該当年度を記載してください。
- ④ 他県、私学等の教諭経験、1年以上の育休・休職等がある場合、研修を受け  
るべき年度が変更になる場合があります。（別表参照）

《参考》育休・休職等の期間が1年に満たない場合は除算しない。  
育休・休職等の期間が引き続き1年以上あるときは、その期間の年数（1年未満の端数があるときは、これを切り捨てた年数）を除算する。  
【例】育休が1年10か月 → 除算年数は1年  
本県採用以前に他県、私学等で教諭等として勤めていた場合、その在職年数を通算する。

### 《その他（シート記載内容の説明等）》

- ① キャリアステージとは、山形県教員「指標」により定められたものです。
- ② 中堅教諭等資質向上研修は、平成29年4月教育公務員特例法の一部改正により、従前の「教職10年経験者研修」の名称が改められたものです。
- ③ 中堅教諭等資質向上研修は、ミドルリーダーの育成を重視し、「実施時期の弾力化」と「県教員「指標」を踏まえた体系的、効果的な研修実施」を鑑み、平成30年度から実施しているものです。
- ④ ステージアップ研修とは、平成30年度の中堅教諭等資質向上研修を受講した方が最初の対象者となっているもので、受講後3～5年度のいずれかの年度を受講者が選択し、受講するものです。平成29年度以前の受講者は、ステージアップ研修対象者にはなりません。
- ⑤ ステージアップ研修は、令和3年度が実施初年度となります。該当予定者には、別途通知されます。（対象は県公立小、中、義、特、高の教諭（ただし、助教諭を含む。養護教諭、栄養教諭は除く）
- ⑥ 各種研修に際しては、『研修 キャリアアップシート』（県教育センターホームページからダウンロード可能）を活用し、必要となる資質・能力の向上を目指す際の参考にしてください。

別表

中堅教諭等資質向上研修対象者の特定参考例

4年前	3年前	前々年	前年	1年目	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11年目	在職期間	中堅教諭等資質向上研修対象
				本県採用											10年	対象
				11年目をもって教諭等としての在職期間が10年に達する。												
			前年.4.2~1年目3.31本県採用												10年	対象
				10年目4月1日~11年目3月31日の間に在職期間が10年に達する。												
				1年目.4.1本県採用				育休・休職等						育休・休職等	10年	対象
								1年未滿						1年未滿		
				育休・休職等の期間が1年に満たない場合は除算しない。												
				1年目.4.1本県採用										日本人学校	10年	対象
														3年		
				在外日本人学校の派遣期間は、教諭等としての在職期間に通算する。												
				1年目.4.1本県採用										育休・休職等	9年	対象外
														1年10月	(10-1)	
				育休・休職等の期間が引き続き1年以上あるときは、その期間の年数(1年未滿の端数があるときは、これを切り捨てた年数)を除算する。												
			前年.4.1本県採用											育休・休職等	10年	対象
														1年10月	(11-1)	
				育休・休職等の期間が引き続き1年以上あるときは、その期間の年数(1年未滿の端数があるときは、これを切り捨てた年数)を除算する。												
			前々年.4.1本県採用											育休・休職等	10年	対象
														2年2月	(12-2)	
				育休・休職等の期間が引き続き1年以上あるときは、その期間の年数(1年未滿の端数があるときは、これを切り捨てた年数)を除算する。												
				他県の教諭等										3年目.4.1本県採用	10年	対象
														2年	(2+8)	
				本県採用以前の他県、私学等での教諭等としての在職期間は通算する。												
			他県、私学等の教諭等											1年目.4.1本県採用	13年	終了しているべきであるが未受講の場合は対象。
														3年	(3+10)	
				本県採用以前の他県、私学等での教諭等としての在職期間は通算する。												
			本県、他県、私学等の教諭											3年目.4.1本県採用	10年	対象
														2年	(2+8)	
				本県採用以前の県、他県、私学等での教諭等としての在職期間は通算する。												
				1年目.4.1本県採用										4年目.4.1教諭として本県採用	7年	対象外
														実習教諭 3年		
				教諭等以外として在職期間は除算する。												
			4年前.4.1本県採用											1年目.4.1教諭として本県採用	10年	対象
														実習教諭 4年		
				教諭等として在職期間が10年に達した者が対象者となる。												

※ 在職期間：臨時的に任用された期間を除く。

※ 実習教諭：学校教育法（昭和22年法律第26号）第60条第2項に規定する実習助手